

各自治会の交通部長の役員手当について

平成28年11月28日
北栄町総務課

各自治会においては、日頃から町内交通安全につきまして多大なるご尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

現在、各自治会の交通部長には、(一財)鳥取県交通安全協会倉吉地区協会北栄支部(以下、『北栄支部』と)役員となっていただいております。そのため北栄支部から各自治会交通部長に交通安全活動等を依頼し、各自治会において活動していただいている。その関係で、北栄支部から交通部長へ役員手当が支払われています。

平成28年度北栄支部役員手当：交通部長 3,000円

北栄支部から各自治会交通部長に対する運動等の依頼について、現在、自治会長を通さずに行っているため、自治会長自身が交通部長の活動を把握しきれていない、手当支給の事実を知らない自治会をつくっている可能性があるため、今後は依頼予定の運動を予め自治会長へも連絡したいと思います(年度当初に年度計画的なもの)。

また北栄支部では、近年は特に会計予算に余裕がなく必要となる啓発物品の購入が思いどおりにできない状況があります。このため支出予算の見直しの一環として役員手当の減額を行うことについて北栄支部理事会で協議し、平成29年度から実施する方針となりました。交通部長へ支払う役員手当についても現状3,000円を2,000円に減額する予定です。